

平成25年度 第6回下野市教育委員会臨時会会議録

- 1 日 時 平成26年3月25日(火) 午前9時00分から午前9時55分
- 2 場 所 下野市役所国分寺公民館 会議室
- 3 出席委員 委 員 長 永 山 伸 一
職務代理者 川 口 桂 子
委 員 前 原 久
委 員 三 橋 明 美
教 育 長 池 澤 勤
- 4 欠席委員 な し
- 5 出席職員 教育次長 鶴 見 忠 造
教育総務課長 野 澤 等
学校教育課長 川 俣 廣 美
教育総務課課長補佐 増 淵 晴 美
教育総務課副主幹 古 橋 栄 一
- 6 傍 聴 人 な し
- 7 議 題
選挙第1号 下野市教育委員会委員長の選挙について
議案第54号 下野市教育委員会教育長の互選について
議案第55号 下野市教育委員会委員長職務代理者の指定について
議案第56号 下野市学校食育推進委員会設置要綱の廃止について
議案第57号 下野市学校食育研究委員会設置要綱の制定について

増淵教育総務課長補佐	平成26年度第6回臨時教育委員会の開会を告げる。 永山伸一氏及び池澤勤氏が教育委員に任命され、市長より辞令が交付されたことを告げる。
永山委員	就任あいさつ
池澤委員	就任あいさつ
鶴見教育次長	委員長が決定するまでの間、会議の進行をする旨告げる。 会議録署名委員の指名 前原委員と三橋委員 選挙第1号「教育委員会委員長の選挙について」説明を求める。
野澤教育総務課長	【説明要旨】 教育委員会委員長の選挙について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条により、「委員のうちから委員長を選挙しなければならない」とある。 また、下野市教育委員会会議規則第2条により、選挙方法には無記名投票と氏名推薦（委員中に異議がないとき）がある旨の説明を行う。
鶴見教育次長	委員長選出方法について、どのような方法で選挙したらよろしいか。
前原委員	指名推薦がよい。
全委員	異議なし
鶴見教育次長	指名推薦の意見があったので、委員長の推薦を求める。
前原委員	永山伸一委員を推薦する。
鶴見教育次長	永山伸一委員の推薦があったが、委員長に決定することによろしいか。
全委員	異議なし
鶴見教育次長	異議なしと認め、永山伸一委員が委員長に決定した旨を告げ、進行を委員長に交代する。
永山委員長	委員長あいさつ 議案第54号「下野市教育委員会教育長の互選について」説明を求める。
野澤教育総務課長	【説明要旨】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第2項により、教育長は「教育委員会の委員（委員長を除く。）である者のうちから、教育委員会が任命する」とある。 先ほど、推薦により委員長が選任されたので、永山委員長を除く他の委員の皆様から教育長を任命していただくことになる。
永山委員長	選出方法について、指名推薦をとりたいと思うがよろしいか。
全委員	異議なし。
永山委員長	それでは委員の皆様、教育長の推薦を求める。
前原委員	池澤勤委員を推薦する。
永山委員長	ただ今、前原委員より池澤勤委員の推薦があったが、皆様いかがでしょうか。
全委員	異議なし。

永山委員長	異議なしと認め、池澤勤委員を教育長に決定する。それでは、池澤教育長より就任のあいさつをお願いする。
池澤教育長	教育長あいさつ
永山委員長	続いて議案第55号「下野市教育委員会委員長職務代理者の指定について」説明を求める。
野澤教育総務課長	【説明要旨】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第4項及び下野市教育委員会会議規則第3条に基づき、前任の委員が委員長職務代理者となる旨の説明を行う。
永山委員長	川口桂子委員が前任の委員であるので、委員長職務代理者に決定してよろしいか。
全委員	異議なし
永山委員長	異議なしと認め、川口桂子委員を委員長職務代理者に決定する。
川口委員	職務代理者あいさつ
永山委員長	以上で教育委員長、教育長、委員長職務代理者が決定した。市長報告を行うため、ここで暫時休憩とする。
	議事再開の旨を伝える。
	続いて議案第56号「下野市学校食育推進委員会設置要綱の廃止について」説明を求める。
川俣学校教育課長	【説明要旨】 当委員会は平成22年度より国庫補助事業として、学校における食育の充実と給食を活用した実践的取り組みを図るために発足したものである。その間、所期の目標である多様で幅広いご意見をいただきながら、各種事業を実施することができたため、今後は「食育実務部会」を発展させると共に、事業内容の充実を図る必要があることから、現行の「下野市学校食育推進委員会設置要綱の廃止」して、組織の見直しを行うものである。
永山委員長	意見等はあるか。(特になし) このとおり決定してよろしいか。(全委員承認)
	議案第56号は原案どおり決定する。
	続いて議案第57号「下野市学校食育研究委員会設置要綱の制定について」説明を求める。
川俣学校教育課長	【説明要旨】 従前の学校食育推進委員会に替わり、食育と学校給食の両面において調査研究等を行い、更なる推進を図るため「食育研究委員会」を設置し、新たに下野市学校食育研究委員会設置要綱を定めるものである。施行日を平成26年4月1日とする。
永山委員長	意見等はあるか。
川口委員	要綱第6条に「会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し」とあるが、委員の定数は何名なのか。
川俣学校教育課長	概ね20名程度と考えている。
川口委員	要綱の中に人数の規定はいらぬのか。

川俣学校教育課長	<p>発足時の組織人数が現段階では何人になるのか把握できないので、要綱第3条に基づき委嘱（任命）した人数の過半数ということをご理解いただきたい。</p>
池澤教育長	<p>従前の学校食育推進委員会から新たに学校食育研究委員会という名称に替わったが、今回「推進」という言葉が無くなったことに、何か意味があるのか。</p>
鶴見教育次長	<p>学校食育推進委員会は、医師等を含めた専門家で組織され「下野市食育推進計画」の策定まで行ったことから、推進という用語が前面に出ている。今回も食育の推進ということに変わりはないが、推進計画に基づき、それを実際の現場で活用する方向にシフトする意味合いが強い。</p>
野澤教育総務課長	<p>次第の議案名には「推進」が入ってしまっていて、実際の要綱には推進が入っていないので紛らわしくなってしまったが、これは次第の誤植であるので訂正いただきたい。</p>
永山委員長	<p>他に質疑等はあるか。（特になし） このとおり決定してよろしいか。（全委員承認） 議案第57号は原案どおり決定する。</p> <p>次回の教育委員会は4月17日（木）の午後1時30分とする。 他に事務局より連絡等はあるか。</p>
野澤教育総務課長	<p>前回の定例会において1名のALTが決まっていなかった件について、採用者が決定したので3月31日の退職者辞令交付式の後、午前11時30分から教育委員会臨時会を召集できないか。</p>
永山委員長	<p>委員の皆さんのスケジュールはどうか。（全委員の確認を取る） 臨時会をこの日に開催することよろしいか。（全委員了承）</p> <p>次回教育委員会の開催については既に決定したが、事務局の提案により教育委員会臨時会を3月31日（月）の午前11時30分より、石橋庁舎201会議室において開催する。 本日の議事日程は全て終了した旨を告げ、午前9時55分閉会。</p>